

じぶんの町を良くするしくみ。

# 赤い羽根共同募金



## 共同募金とは？

「誰かの役に立ちたい」というみなさんの助けあいの気持ちを赤い羽根共同募金にお寄せください。

赤い羽根共同募金は、民間の運動として戦後直後の1947年(昭和22年)に、市民が主体の取り組みとしてスタートしました。当初は、戦後復興の一助として、戦争の打撃を受けた福祉施設を中心に資金支援する活動としての機能を果たしてきました。

その後、「社会福祉事業法(平成12年社会福祉法に改正)」という法律をもとに「民間の社会福祉の推進」に向けて、社会福祉事業の推進のために活用されてきました。

そして70年たった今、社会が大きく変化する中で、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む、民間団体を支援する仕組みとして、また、市民のやさしさや思いやりを届ける運動として、共同募金は毎年10月1日から全国一斉に行われます。

12月1日から実施する地域歳末たすけあいとNHK歳末たすけあいも共同募金の一環です。

赤い羽根共同募金は、市民自らの行動を応援する「じぶんの町をよくするしくみ。」です。

## 共同募金は地域の福祉活動に役立てられています

募金は、民間の地域福祉を支える活動に使われています。

共同募金の配分は、お年寄りや体の不自由な人、子どもたちなどのために役立てられます。

例えば、体の不自由な人のお世話をしたり、ひとり暮らしのお年寄りの食事や入浴のお世話、子どもたちのための遊具の購入などに役立てられます。

また、地域で安心して暮らすための福祉のまちづくりの活動にも役立てられています。

## インターネットでも寄付ができます

●都道府県、市区町村を選んで募金ができる「ふるさとサポート募金」に寄付をする

インターネットからクレジットカードを利用して共同募金に寄付ができます。詳しくは下記のURLまたはインターネットで「ふるさとサポート募金」の検索をお願いします。

<https://www.akaihane.or.jp/furusapo/>

## 共同募金は税制上の優遇措置があります

共同募金会は税制上、国と地方公共団体と同じように、寄付に対する『優遇措置の対象団体』になっています。税制上の優遇措置が講じられているのは、共同募金会の行う事業が社会福祉法によって位置づけられた運動であり共同募金による配分が社会福祉の増進に貢献していると社会的評価を得ているためです。



共同募金キャラクター  
愛ちゃんと希望くん  
©中央共同募金会

2018

この広報紙は、  
全労済、東海労働金庫の  
協賛金により作成しました。

保障のことなら

**全労済**

全国労働者共済生活協同組合連合会

全労済ホームページ

全労済 検索

<http://www.zenrosai.coop>



健全・安心・貢献  
**東海ろうきん**

東海ろうきんホームページ

東海ろうきん 検索

<https://tokai.rokin.or.jp/>

じぶんの町を良くするしくみ。

## 赤い羽根 さたなごや



平成29年度実績額

10,768,003円

みなさまからお寄せいただいた寄付金は、北名古屋市の町を良くする活動に約85% 9,153,003円、愛知県内の広域の社会福祉施設の整備や団体の事業等に約15% 1,615,000円が役立てられます。

北名古屋市の共同募金によって行われている事業を一部紹介します。



## 在宅ひとり暮らし高齢者牛乳等無料配達事業

牛乳等を配達することにより、ひとり暮らし高齢者の安否確認を行います。



## 障害者スポーツ交流大会開催事業

障害のある方(児童)がスポーツやレクリエーションを通じて体力等の向上を目指すとともに、ボランティアを始めとする地域支援者との交流を図ります。



## 母子父子家庭等友愛事業

市内在住の母子父子家庭等の子どもに、満18歳の誕生日までボランティア団体による手作りバースデイカードとお祝いの品を贈ります。



## 法律相談事業

市民の生活上の相談に応じ適切な助言援助を行って地域住民の福祉の増進を図ります。

日頃は、赤い羽根共同募金にご理解、ご協力を賜り心からお礼申し上げます。

今年も10月1日から、全国一斉に赤い羽根共同募金運動が実施されます。

皆様からお寄せいただいた寄附金は、誰もが安心して暮らせるまちづくりを実現するための貴重な財源となります。

本年も「じぶんの町をよくするしくみ。」赤い羽根共同募金にご協力よろしく願いいたします。



平成30年度

赤い羽根共同募金目標額

10,700,000円

共同募金は、地域の民間福祉のニーズを受け付けてから募金を行う計画募金です。計画を実施するのに必要な額が目標額です。

## 社会福祉法人愛知県共同募金会

〒461-0011 名古屋市東区白壁一丁目50番地 TEL(052)212-5528

## 北名古屋市共同募金委員会

〒481-0033 北名古屋市西之保藤塚93番地

TEL(0568)25-8500 FAX(0568)25-1911 Email:fukushi@kitanagoya-shakyo.jp